

高知市建設工事に係る委託業務における総合評価落札方式評価基準に関する取扱要領

1 趣旨

- (1) この要領は、高知市が発注する建設工事に係る委託業務における競争入札のうち、総合評価落札方式を採用する場合の各評価項目の評価基準に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。
- (2) 入札案件により採用する評価項目が異なるので留意すること。
- (3) 入札方式に事後審査型制限付き一般競争入札を採用した場合は、企業の評価及び配置予定技術者の評価についての審査は入札執行後に行うので、実績等の確認のための証明書等の書類の提出は入札執行後、求められた者のみ提出すること。

2 対象業務

原則として、高知市が発注する以下の業務に適用する。

測量及び土木設計、地質調査業務 業務対象金額が 2,000 万円以上
上記以外の業務 市長が必要と認めるもの

3 総合評価落札方式の選定

業務の特性（規模、内容、技術的な工夫の余地など）に応じて、企業評価型、技術提案型のいずれかの総合評価落札方式を選定する。

(1) 企業評価型

技術的な工夫の余地が小さい業務で、企業及び配置予定技術者を評価する。

(2) 技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい業務で、企業及び配置予定技術者の評価を行うとともに、履行上の工夫等の技術提案を求め、評価する。

4 技術評価項目及び配点

評価項目			配点
企業 の 評 価	企業の技術力	同種業務の実績の有無	10
		同一業種業務の成績評定	10
		直近の成績評定の最低点	－5
	地域性	地理的条件	10
	地域貢献度	災害時の応急対策活動に関する協定の締結	5
		消防団協力事業所の認定	5
		地域ボランティア活動の実績	5
	担い手育成	若手・女性技術者の雇用	5

		労働福祉	障害者雇用対策の実績	5
			男女共同参画の推進に関する表彰又はワーク・ライフバランス等の推進に関する認定等	5
		法令遵守	指名停止の状況	－5
配置予定技術者の評価	管理技術者	資格要件	技術者資格	5
		継続教育取組実績	継続学習制度（ＣＰＤ）の取得状況	5
		業務経験	同種業務の実績の有無	5
			手持ち業務量	5
		成績	同一業種業務の成績評定	10
			直近の成績評定の最低点	－5
	担当技術者	資格要件	技術者資格	3
		継続教育取組実績	継続学習制度（ＣＰＤ）の取得状況	3
		業務経験	同種業務の実績の有無	3
			手持ち業務量	3
	照査技術者	資格要件	技術者資格	5
		業務経験	同種業務の実績の有無	5
		成績	同一業種業務の成績評定	5
技術提案				30

5 技術評価項目評価基準の取扱い

(1) 企業の評価

評価項目		評価基準の取扱い及び提出資料等
企業 の 技 術 力	同種業務の実績の有無（公告の属する年度又は前年度以前の15か年度）	○同種業務の設定は、業務の内容に応じて設定する。 ○挙証資料として、TECRIS 登録内容確認書の写しを添付すること。 TECRIS 登録内容確認書がない場合は、発注機関が証明する履行証明書の写しとし、TECRIS 登録内容確認書又は履行証明書で十分でない場合は、契約書、設計図書等の契約内容及び求める業務内容が確認できる資料も併せて添付すること。
	同一業種業務の成績評定	○本市発注業務のうち、公告日の属する年度の前年度までの5か年度において検査を完了した、発注業務と同一業種業務の成績評定値を評価する。 ○挙証資料は、委託業務成績評定通知書の写しを添付すること。
	直近の成績評定の最低点（前年度実績）	○直近の成績評定の最低点は、本市発注業務の同一業種に限らず、全業種の成績評定を対象とする。

		○当該評価項目においては、成績評定の再評定がなされた場合は、当初評定が 60 点未満のときを除き、再評定日を成績評定日とみなす。
地域性	地理的条件	○公告日において、高知市内に主たる営業拠点（本社・本店）又は契約可能な従たる営業拠点（支店・支社・事務所・営業所）がある場合に評価する。 ○挙証資料は、高知市内に主たる営業所を置く者は、省略できるものとし、新設又は従たる営業所を置く者は、現に設置していることが確認できる資料等を添付すること。
地域貢献度	災害時の応急対策活動に関する協定の締結	○入札参加申請日時点においてア又はイのどちらかの協定を締結している場合に加点する。（団体に締結している場合の構成員を含む。） ア 高知市と締結された災害時の応急対策活動に関する協定 イ 高知県と締結された協定で、高知市に効力を有する災害時の応急対策活動に関する協定 ○挙証資料として、災害協定書等の写し（団体が発行する証明書の写し等）を添付すること。
	消防団協力事業所の認定	○入札参加申請日時点において高知市消防団協力事業所の認定をされている者を加点する。 ○挙証資料として、高知市消防団協力事業所の証明書の写しを添付すること。
	地域ボランティア活動の実績	○高知市内において、入札公告日の前年度に行ったボランティア活動（清掃又は環境美化活動、交通安全に対する取組み、防犯運動等）を評価する。 ○活動内容は、同じ活動でも別の活動でも評価対象とする（例：清掃 3 回＋交通安全指導 2 回＝5 回）。ただし、会社の協賛・寄付行為等や社員個人の活動は対象とならない。 ○挙証資料として、活動団体や町内会等による証明書類の写しを添付すること（証明書の様式は任意とするが、申請書様式中に様式例を掲載しているので参考にすること。）。
担い手育成	若手・女性技術者の雇用	○次に該当する場合に評価の対象とする。 ・41 歳未満（開札日を基準とする。以下同じ。）又は女性（年齢は問わない。）の技術職員で当該業務の管理技術者になり得る資格を有する者を雇用している場合。 ・公告日時点において、申請者と直接的な雇用関係があること。 ○挙証資料として、直接的な雇用関係があることが分かるもの（当該技術者の健康保険被保険者証等の写し）及び資格登録証、証明書等の写しを添付すること。
労働	障害者雇用対策の実績	○入札参加申請日時点において、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用数が、障害者の雇用の促進等に関する法律で定める基準を

福祉		超えている場合に加点する。 ○障害者とは、障害者雇用促進法に規定する身体障害者、知的障害者又は精神障害者、その他の心身の機能の障害をいう。 ○障害者雇用促進法第43条7項に定める報告義務が有る場合と無い場合で取扱いが異なる。 ・報告義務が有る場合は、障害者を法定雇用率を超えて雇用している場合実績有りとする。 ・報告義務が無い場合は、障害者を1名以上雇用している場合に実績有りとする。 ○挙証資料は次のとおり ・障害者を雇用していることが分かるもの ・報告義務がある場合は、障害者雇用状況報告書の写し(直近の6月1日のもの)を添付すること。報告義務がない場合は、身体障害者手帳の写し等の提示及び健康保険被保険者証の写し等確認のできるものを添付すること。 ※申請に当たっては、本人の同意を得ること。
	男女共同参画の推進に関する表彰又はワーク・ライフバランス等の推進に関する認定等	○入札参加申請日時点においてア又はイのどちらかの表彰等を受けている場合に評価する。 ア 公告日の属する年度又はその前年度までの5か年度の間に男女がともに輝く高知市男女共同参画条例に基づく表彰(市表彰)を受けている者。 イ 次世代育成支援対策推進法又は女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主に認定又は高知県ワークライフバランス推進企業認証制度要綱に基づく高知県ワークライフバランス推進企業認証(旧：高知県次世代育成支援企業認証)を受けている者。 ○挙証資料として、認定書等の写しを添付すること。
法令遵守	指名停止の状況	○公告日以前1年間に於いて高知市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていた期間がある場合に、減点の対象とする。

(2) 配置予定技術者の評価

評価項目		評価基準の取扱い及び提出資料等
管理技術者	技術者資格	○入札参加申請日において、技術士又はRCCMの資格若しくは国土交通大臣の認定(建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに基づく認定、補償コンサルタント登録規程第3条第1号ロに基づく認定)を受けている者又は地質調査技士を有する場合に評価する。 ○評価対象とする資格は、業種に応じて選択できるものとする。 ○挙証資料として、資格登録証、証明書等の写しを添付すること。

	継続学習制度（CPD）の取得状況 （過去4年間の単位数）	○建設系CPD協議会に加盟している各団体の単位数の合計ではなく、いずれかひとつの団体における取得実績を評価する。 ○新卒採用等の事情により、取得可能期間が4年未満の場合は、取得可能な期間に応じて評価する。 ○挙証資料として、公告日の属する年度の4月1日以降の日を証明基準日とする各団体CPD協議会が発行又は証明した証明書の写し等を添付すること。
	同種業務の実績の有無（公告の属する年度又は前年度以前の15か年度）	○同種・類似業務の設定は、業務の内容に応じて設定する。 ○管理技術者又は担当技術者若しくは照査技術者として従事した業務を対象とする。 ○挙証資料として、TECRIS登録内容確認書の写しを添付すること。TECRIS登録内容確認書がない場合は、発注機関が証明する履行証明書の写しとし、TECRIS登録内容確認書又は履行証明書で十分でない場合は、契約書、設計図書等の契約内容及び求める業務内容が確認できる資料も併せて添付すること。
	手持ち業務量	○公告日における技術者の手持ち業務量を評価する。 ○対象業務は、国、公団又は地方公共団体と契約中である業務で、管理技術者又は担当技術者として配置、登録されている請負金額500万円以上の業務（業務種別、共同企業体としての業務を問わない。）とする。 ○挙証資料として、TECRIS登録内容確認書の写し又は契約書、設計図書等の契約内容が確認できる資料等を添付すること。
	同一業種業務の成績評定	○高知市発注業務のうち、公告日の属する年度の前年度までの5か年度において検査を完了した、発注業務と同一業種業務の成績評定値を評価する。 ○管理技術者又は担当技術者若しくは照査技術者として従事した業務の業務評定を対象とする。※技術者評定の評定点ではなく、業務評定の評定点を適用する。 ○挙証資料として、委託業務成績評定通知書の写しを添付すること。
	直近の成績評定の最低点（前年度実績）	○直近の成績評定の最低点は、高知市発注の同一業種及び技術者の立場に限らず、全業種の業務評定を対象とする。 ○当該評価項目においては、成績評定の再評定がなされた場合は、当初評定が60点未満のときを除き、再評定日を成績評定日とみなす。
担当技術者	技術者資格	○入札参加申請日において、技術士又はRCCEMの資格若しくは国土交通大臣の認定（建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに基づく認定、補償コンサルタント登録規程第3条第1号ロに基づく認定）を受けている者又は地質調査技士を有する場合に評価する。 ○評価対象とする資格は、業種に応じて選択できるものとする。

		○挙証資料として、資格登録証、証明書等の写しを添付すること。
	継続学習制度（CPD）の取得状況 （過去4年間の単位数）	○建設系CPD協議会に加盟している各団体の単位数の合計ではなく、いずれかひとつの団体における取得実績を評価する。 ○新卒採用等の事情により、取得可能期間が4年未満の場合は、取得可能な期間に応じて評価する。 ○挙証資料として、公告日の属する年度の4月1日以降の日を証明基準日とする各団体CPD協議会が発行又は証明した証明書の写し等を添付すること。
	同種業務の実績の有無（公告の属する年度又は前年度以前の15か年度）	○同種・類似業務の設定は、業務の内容に応じて設定する。 ○管理技術者又は担当技術者若しくは照査技術者として従事した業務を対象とする。 ○挙証資料として、TECRIS登録内容確認書の写しを添付すること。 TECRIS登録内容確認書がない場合は、発注機関が証明する履行証明書の写しとし、TECRIS登録内容確認書又は履行証明書で十分でない場合は、契約書、設計図書等の契約内容及び求める業務内容が確認できる資料も併せて添付すること。
	手持ち業務量	○公告日における技術者の手持ち業務量を評価する。 ○対象業務は、国、公団又は地方公共団体と契約中である業務で、管理技術者又は担当技術者として配置、登録されている請負金額500万円以上の業務（業務種別、共同企業体としての業務を問わない。）とする。 ○挙証資料として、TECRIS登録内容確認書の写し又は契約書、設計図書等の契約内容が確認できる資料等を添付すること。
照査技術者	技術者資格	○入札参加申請日において、技術士又はRCCEMの資格若しくは国土交通大臣の認定（建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに基づく認定、補償コンサルタント登録規程第3条第1号ロに基づく認定）を受けている者又は地質調査技士を有する場合に評価する。 ○評価対象とする資格は、業種に応じて選択できるものとする。 ○挙証資料として、資格登録証、証明書等の写しを添付すること。
	同種業務の実績の有無（公告の属する年度又は前年度以前の15か年度）	○同種・類似業務の設定は、業務の内容に応じて設定する。 ○管理技術者又は担当技術者若しくは照査技術者として従事した業務を対象とする。 ○挙証資料として、TECRIS登録内容確認書の写しを添付すること。 TECRIS登録内容確認書がない場合は、発注機関が証明する履行証明書の写しとし、TECRIS登録内容確認書又は履行証明書で十分でない場合は、契約書、設計図書等の契約内容及び求める業務内容が確認できる資料も併せて添付すること。
	同一業種業務の成績	○高知市発注業務のうち、公告日の属する年度の前年度までの5か年

	度において検査を完了した、発注業務と同一業種業務の成績評定値を評価する。 ○管理技術者又は担当技術者若しくは照査技術者として従事した業務の業務評定を対象とする。※技術者評定の評定点ではなく、業務評定の評定点を適用する。 ○挙証資料として、委託業務成績評定通知書の写しを添付すること。
--	--

※ 申請書等の提出時に配置予定技術者を特定することができない場合には、複数の候補者をもって申請することができるが、その場合は、加算点の合計が最も低い技術者のものを点数とする。

6 品質確保の評価

高知市建設工事に係る委託業務低入札価格調査制度実施要領（令和8年4月1日制定）により、品質確保の実効性を評価し、その優劣を評価値に反映させる。

品質確保の実効性の評価基準は、別途定める評価基準表で、「良」は減点指数の合計が0のものとし、「可」は減点指数の合計が6未満のもの、「不可」は減点指数の合計が6以上のものとする。

評価項目	評価基準		配点
品質確保の評価	品質確保の実効性	良	30 点
		可	15 点
		不可	0 点

7 評価内容の担保

技術提案型の総合評価方式を実施しようとする場合は、落札者決定に反映された技術提案について、発注者と落札者の責任分担とその内容を明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について、入札公告や特記仕様書に記載する。

実際の履行に際しては、技術提案の内容に沿って業務を実施し、提案値及び提案内容を満たすよう履行する。

受注者の責により技術提案の内容に沿って業務が実施されない場合は、次の措置を行う。

【措置方法（ペナルティー）】

技術提案型は、技術提案を対象とし、委託業務等成績評定の減点措置を行う。

委託業務等成績評定の減点にあたっては、評価項目で「その他」の項目に入力すること。

【技術提案型における委託業務等成績評定の具体的な減点措置】

技術提案の項目中、当初評価された項目と履行後の評価とを比較して、達成されなかった項目に対し、1項目当たり－2点の減点措置を行う。

また、減点措置は最大－10点までとし、以下の計算式により算出する。

委託業務等成績評定の減点値 ＝（A－B）×（－2）点

A：入札時の技術提案の項目数

B：Aに対して履行後の評価における技術提案の項目数

8 技術提案に関する秘密の保持

技術提案については、各企業の知的財産であることを考慮し、他者に提案者の技術提案内容に関する事項が知られることのないようにすること、提案者の了解を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようすること等、発注者はその取扱いに留意する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。